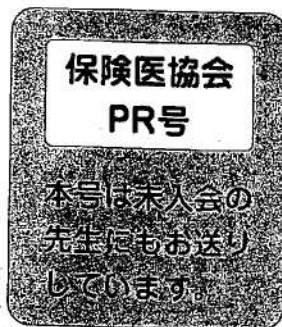




—発行所—
奈良県保険医協会
 〒630-8013
 奈良市三条大路2-1-10
 TEL (0742)33-2553
 FAX (0742)34-9644
<http://www.nara-hokeni.jp/>
 発行人 竹島 廣 憲
 年額 4,500円/月400円・送料共
 印刷 きかんしコム

1000人を越え
 さらに大きく
 会員数 1088人
 内科 665
 歯科 423
 (2月末日現在)



会

診療報酬改定の四月一日実
を示しました。

の実施に向け、改定の要点や

市商工経済会館七F・大

当会では会員の個別指導の相
「奈良県医師会」事務局

弁護士を帯同

個別指導

幸せを遺す知恵の話(7) ③

完璧な相続税対策と心を動かす相続税対策は、違う

税理士法人あおば
税理士 三瀬 義男

いよいよシリーズ最終回となりました。まず、法人化を正しく理解して活用していくことが、着実に財産を遺せる第一歩となります。法人化の形態はいろいろありますが、内容は問いません。重要な事は法人が不動産(土地・建物)を所有することです。例えば、個人医療経営者はこのよ

うに法人を設立するのか。まずは、医療事業を行っている個人所有の土地・建物の内、建物部分を法人に売却します。高額になれば、所得税の累進税率の緩和を図る

①個人の所得分散による超過
 累進税率の緩和を図る
 個人医療経営の事業所得が
 高額になれば、所得税の累進税率のランクが上がります。現在の超過累進税率は五〇％、四五％にランクに区分されて

ランクを下げる効果につながります。

②個人と法人の税率格差に着目
 今後、個人所得税・相続税は増税されることはあっても、減税される可能性は低いと考えます。一方、法人税率は国際競争力の観点より減税傾向になります。同じ払う税

金であれば、税率の低い法人で払う方がお得では!?

③役員給与と支給による所得分散による効果
 法人に蓄積された収益は役員(親族)へ役員報酬という形で支給します。所得の分散は一種の贈与と同じ効果として相続税と所得税の節税につながります。

④役員給与に対する給与所得控除の適用
 法人による財産の間接所有は、同じ一度の収益に対して二回の経費(役員給与と給与所得控除)を実質的に計上することが可能になります。

⑤事業承継に係る手続きの簡略化
 個人医療事業は、次への事業承継として最低限必要な事業用財産を法人で所有します。事業承継は株式を次の後継者へ贈与することで完結します。いつでも、どこでも好きなタイミングで株式を贈与することで、相続に対する柔軟な対応が可能になります。基本的な仕組みを間違えなければ、法人化の魅力は幅広く広がります。最後に必要なことは何か。そうです、皆様